



# 埼玉県報

第 2 4 1 3 号  
平 成 2 4 年 8 月 7 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [庄内領用悪水路土地改良区の役員変更届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業の事業計画の変更\(第6回\)\(市街地整備課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告\(特別支援教育課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度8月・9月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

### 雑報

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第1065号中訂正\(社会福祉課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリングフォーザフューチャーファンデーションジャパン

三 代表者の氏名

安部 光彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字安行原千二百七十一番地の六十二

五 定款に記載された目的

この法人は、世界の子どもたちの健康、安全、教育の促進に寄与することを目的とし、他団体との協働を通して未来を担う青少年リーダーの育成に貢献します。

## 告 示

埼玉県告示第九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる

三 代表者の氏名

小野寺 喜久子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字恩間四百二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、ふれあいと健やかな生活を提供し、豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人ななさと福祉会  
（変更後）特定非営利活動法人ななさと

三 代表者の氏名

千野 雅之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字古里千六百三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする障がいを持つ方が喜びをもつて就労できる場を提供するとともに、可能な限り各個人の就労及び生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的に自立した生活が営めるよう支援する。また、一人一人が選択肢のある人生を送ることができるためのシステム創り、障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い安心して就労が出来る環境を創り、継続した支援を行う。また、地域社会と密に連携しつつ、障がいのある方の自立と地域社会生活の共生と安心して住むことのできる地域社会づくりを目的とし、絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

## 告 示

埼玉県告示第千五百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共に・ばくの会

三 代表者の氏名

田代 俊一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市綾瀬十一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、ダウン症などによる知的障がい、LD（学習障がい）、AD/H  
D（注意欠陥、多動性障がい）、アスペルガー症候群を含むASD（自閉症スペ  
クトラム障がい）などの発達障がい・軽度知的障がい、あるいは視覚、聴覚、肢  
体不自由、内部障がいなどによる身体障がい、あるいは統合失調症、躁鬱病、て  
んかんといった精神障がい、あるいは筋ジストロフィーなどの特定疾患を含む難  
病など、さまざまな障がい・難病を持つ児・者に対し、健やかな成長・生活をは  
かるため、以上のような障がい児者、難病児者の理解、教育、就労、自立的生活  
の支援を行い、共に育ち、共に学び、共に生きる共生社会実現に寄与することを  
目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽生ソアリングクラブ

三 代表者の氏名

児玉 敦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市大字常木千百七十五番地 羽生スカイスポーツ公園内

五 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、不特定多数の人々に対し、生涯スポーツとしての滑空スポーツの技術指導・普及および振興を図る活動を行ない、社会教育、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイダ朝霞店

埼玉県朝霞市本町二丁目千八百二十五番一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社みずほ 代表取締役 今泉正徳

埼玉県川口市大字小谷場二百六番地

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成十七年三月一日

## 告 示

埼玉県告示第千百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ上福岡店

埼玉県川越市藤間八百七十一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十年六月六日

# 告示

埼玉県告示第千百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
旧理事	倉持賢一	埼玉県春日部市神間八百二十一番地
新		埼玉県春日部市神間八百二十一番地一

# 告 示

埼玉県告示第千百五号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

熊谷市南部、深谷市南部

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十四年十二月十五日まで

# 告示

埼玉県告示第千百六号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

荒川本川 六十・四キロメートルから六十六・四キロメートルの間

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千七百七号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

荒川 二十八・八キロメートルから三十六・八キロメートルの間

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千百八号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

川越市、比企郡川島町

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千百九号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

東松山市

四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千百十号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

## 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

## 三 作業地域

越辺川 ・ キロメートルから ・ 八キロメートルの間  
小畔川 一 ・ キロメートルから二・六キロメートルの間

## 四 作業期間

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千百十一号

測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

児玉郡上里町

二 作業種類

公共測量（神保原駅南土地区画整理事業 街区・画地出来形確認測量）

三 作業地域

児玉郡上里町大字七本木地内

四 作業期間

平成二十二年八月六日から平成二十四年八月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千百十二号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（二・三・四級基準点及び出来形確認測量）

三 作業地域

加須都市計画事業三俣第二土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十四年七月十八日から平成二十五年三月十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	幸手	
市町村名	幸手市 杉戸町 宮代町 久喜市 加須市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十四年 八月三十一日 午後二時から
	場 所	幸手市保健福 祉総合センタ ー（ウエルス 幸手）2階研 修室
公述申出書	提出期間	平成二十四年 八月七日から 平成二十四年 八月二十一日 まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、幸手市建 設経済部都市 計画課、杉戸 町都市施設整 備課、宮代町 まちづくり建 設課、久喜市 建設部都市計 画課、加須市 建設部まちづ くり課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十四年 八月七日から 平成二十四年 八月二十一日 まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、幸手市 建設経済部都 市計画課、杉 戸町都市施設 整備課、宮代 町まちづくり 建設課、久喜 市建設部都市 計画課、加須 市建設部まち づくり課

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 上田 清司

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県告示第千百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	桶川
市町村名	桶川市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十四年 八月三十日午 後二時三分 から
場 所	桶川市保健セ ンター3階講 習室
公述申出書 提出期間	平成二十四年 八月七日から 平成二十四年 八月二十一日 まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、桶川市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十四年 八月七日から 平成二十四年 八月二十一日 まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、桶川市 都市整備部都 市計画課

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 上田 清司

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県告示第千百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成五年一月五日から

平成三十四年三月三十一日まで

## 三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納  
字峯の一部、末広三丁目の一部

## 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

## 五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

## 六 変更認可の年月日

平成二十四年八月七日

# 告 示

埼玉県告示第千百十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。
- (8) 国土交通省が平成24年5月以降実施している高速ツアーバスに係る緊急重点監査において、重大又は悪質な法令違反が認められた者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成24年9月18日（火）午前9時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成24年9月14日（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成24年 9 月 3 日 (月) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年 8 月31日 (金) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for Wako School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender: 9:30 a.m., September 18, 2012(tender submitted by mail :5:00 p.m., September 14, 2012)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301, Telephone 048-830-6885

# 告示

埼玉県告示第千百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。
- (8) 国土交通省が平成24年5月以降実施している高速ツアーバスに係る緊急重点監査において、重大又は悪質な法令違反が認められた者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成24年9月18日（火）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成24年9月14日（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年9月3日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年8月31日(金)午後5時までに、上記3(1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for Gyoda School for Children with Special Needs and Higashimatsuyama School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender:10:00 a.m., September 18, 2012(tender submitted by mail :5:00 p.m., September 14, 2012)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special

Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of  
Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken  
330-9301, Telephone 048-830-6885

# 告示

埼玉県告示第千百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月七日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年1月1日(火)から平成29年12月31日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示(平成24年埼玉県告示第780号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (6) 本件業務について、仕様書等に示す各要求事項を確実に履行できることを証

明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (7) 県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。
- (8) 国土交通省が平成24年5月以降実施している高速ツアーバスに係る緊急重点監査において、重大又は悪質な法令違反が認められた者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 小宮 電話048-830-6885（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 平成24年9月18日（火）午前10時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 平成24年9月14日（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成24年 9 月 3 日 ( 月 ) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年 8 月31日 ( 金 ) 午後 5 時まで、上記 3 (1)の提出場所に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for Honjo School for Children with Special Needs

(2) Time-limit for tender:10:30 a.m., September 18, 2012(tender submitted by mail :5:00 p.m., September 14, 2012)

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken

330-9301, Telephone 048-830-6885

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字堤根字中通 五九一番地先から 同市大字堤根字中通 六九六番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年八月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十四年七月二十七日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十三号で告示した 道路区域の供用開始である。 延長二三四・一二メートル。</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年七月三十一日

指令越建セ第二四〇〇一二二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年七月三十一日

越建セ第二二二一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目八百八十八番一、八百九十番一（二工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十八号

加藤 ぬろ子

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 438,500リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 24 年 7 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社ニューオイル

埼玉県志木市本町 1-6-15

5 落札金額

28,868,647 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 24 年 6 月 8 日

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年八月七日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査		
くず大豆及びその粉末	野本卓	くず大豆	5.06	1.06	1.78						9.09		
たい肥	有限会社守屋商事	マモールC	1.58	2.97	0.32	20	137	1.06	6.1	58.37			
	長谷川秋男	牛糞オガクズ堆肥	1.57	2.36	2.27	13	1086	0.92	11.7	48.16			
	有限会社キ美塚農園	リーフモールド	0.64	0.5 未満	0.5 未満	20	50	1.33	21.2	69.08			
	株式会社パックセンターオйкаワ	ユウキ一番	1.64	0.69	2.49	6	27	0.56	19.0	24.64			
	五十嵐一美	鶏ふん	2.57	4.61	3.80	80	449	14.29	9.8	6.79			
	岩崎真一	牛ふん発酵たい肥	1.21	1.39	2.08	31	208	2.05	19.2	40.53			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年五月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年八月七日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社エルビー蓮田工場 埼玉県蓮田市	H24. 5.24 株式会社エルビー蓮田工場 埼玉県蓮田市	単体飼料	茶粕	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	H24. 5.29 寿産業株式会社 埼玉県深谷市	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	パイプロゲイン	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	ドライミックス	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	パイプロアシスト	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	パイプロビーフ特号	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
みたけ食品工業株式会社 埼玉県鴻巣市	H24. 5.30 みたけ食品工業株式会社 埼玉県鴻巣市	単体飼料	米とぎ汁濃縮液	24.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の検査	
株式会社エルビー蓮田工場 埼玉県蓮田市	H24. 5.24 株式会社エルビー蓮田工場 埼玉県蓮田市	茶粕	24.5														
				6.2	1.0	0.12	0.06	3.7	0.7								
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	H24. 5.29 寿産業株式会社 埼玉県深谷市	パイプロゲイン	24.5														
				11.8	3.9	0.43	0.42	4.0	3.9								-
同上	同上	ドライミックス	24.5														
				15.9	5.3	0.53	0.53	6.9	5.4								-
同上	同上	パイプロアシスト	24.5														
				18.6	7.1	0.53	0.58	7.7	4.8								-
同上	同上	パイプロビーフ特号	24.5														
				15.1	4.4	0.34	0.68	4.5	4.4								-
みたけ食品工業株式会社 埼玉県鴻巣市	H24. 5.30 みたけ食品工業株式会社 埼玉県鴻巣市	米とぎ汁濃縮液	24.5														
				3.9		0.02	0.53		2.2								-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

# 正 誤

埼玉県告示第千六十五号（平成二十四年七月三十一日第二千四百十一号）中訂正

ページ 表中 行

二 名称 前から七

誤

医療法人社団有仁会 有島整形外科

正

医療法人社団有仁会 有馬整形外科